

函館市監査公表第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、にっぽん生活文化楽会を対象として、財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成29年11月17日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 芥 藤 明 男

函館市監査委員 松 宮 健 治

平成29年度 財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象団体および所管部局

対象団体 につぼん生活文化楽会

所管部局 市民部

2 監査の対象

公の施設の指定管理者監査

平成28年度における函館市女性センターの管理に係る出納その他の事務

3 監査の期間

平成29年8月31日から平成29年11月13日まで

4 監査の実施内容

監査にあたっては、上記事務が適正に執行されているかについて、都市監査基準に基づき、諸帳簿等関係書類の検査のほか、関係職員からの聴取および現地調査を行った。

なお、監査の主な着眼点は次のとおり。

(1) 所管部局関係

ア 指定管理者の指定および管理に関する協定等の締結は適正か。

イ 事業報告書の点検は適切になされているか。

ウ 指定管理者に対する指導、監督は適切に行われているか。

(2) 指定管理者関係

ア 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

イ 施設の管理に係る経理は適正になされているか。

ウ 施設の管理に係る出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。

5 監査の結果

監査の対象とした事務は、概ね適正に執行されていたが、次のとお

り改善を要する点が見受けられた。

(1) 指摘事項

指定管理者は、文化・教養講座および料理教室の開催に際し実費相当分として受講者から教材費を徴収しているが、収入経理することなく、需用費（材料費）を当該徴収金で相殺して支出経理していたほか、講座等の講師が立て替えて行った材料の調達費用について、購入内訳等を確認せずに、受講予定者の教材費総額にて当該講師に支払っていたことから、総計予算主義の原則に従うとともに、適切な事務の執行が図られるよう、指定管理者への指導を徹底されたい。